

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課 （06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	禁止行為に係る許可
概要	河川区域内において、禁止されている行為であっても、河川管理上支障がないと認められるときに限り許可をする場合があります。そのときは河川占用許可申請書を河川管理者へ提出しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市普通河川管理条例第4条第2項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	以下の項目のすべてに該当すること。 ・公共又は公益上やむをえないと認められること。 ・河川の自由使用を妨げないと認められること。 ・河川管理施設の損傷や流水阻害の恐れがないこと。
標準処理期間	30日～40日（ただし、港湾管理者への協議を要する場合は、これに要する期間を加える。）
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	河川占用許可申請書および関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000002580.html
備 考	